

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百三十二号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和五年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次の表のように改正し、令和九年十月一日から適用する。

令和八年八月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改訂部分)

改 訂 後			改 訂 前		
別表（第一号～第三号関係）			別表（第一号～第三号関係）		
物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アクロレイン	(略)	(略)	アクロレイン	(略)	(略)
アジ化水素	二	0.1ppm	(新設)	(新設)	(新設)
アジ化ナトリウム	0.2mg/m ³	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アセトニトリル	(略)	(略)	アセトニトリル	(略)	(略)
アセトフェノン	4 ppm	二	(新設)	(新設)	(新設)
アセトンシアノヒドリン	(略)	(略)	アセトンシアノヒドリン	(略)	(略)
アゾジカルボンアミド	0.02mg/m ³	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2－アミノエタノール	(略)	(略)	2－アミノエタノール	(略)	(略)
4－アミノ－6－ターシャリ ーブチル－3－メチルチオー 1，2，4－トリアジン－5 (4H)－オン（別名メトリ ブジン）	1 mg/m ³	二	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3－（アルファーアセトニル ベンジル）－4－ヒドロキシ	(略)	(略)	3－（アルファーアセトニル ベンジル）－4－ヒドロキシ	(略)	(略)

クマリン（別名ワルファリン）		
<u>アルファーピネン</u>	<u>5 ppm</u>	二
（略）	（略）	（略）
2－エチルヘキサン酸	（略）	（略）
<u>N－エチルモルホリン</u>	<u>3 ppm</u>	二
（略）	（略）	（略）
2，3－エポキシプロピル＝フェニルエーテル	（略）	（略）
<u>塩化亜鉛</u>	二	<u>4 mg/m³※</u>
（略）	（略）	（略）
塩化ホスホリル	（略）	（略）
<u>塩素化カンフェン（別名トキサフェン）</u>	<u>0.5mg/m³</u>	二
（略）	（略）	（略）
クロム	（略）	（略）
<u>クロロアセトアルデヒド</u>	<u>0.3ppm</u>	<u>1 ppm</u>
（略）	（略）	（略）
クロロ酢酸	（略）	（略）
<u>1－クロロ－1，1－ジフルオロエタン（別名HCFC－142 b）</u>	<u>1,000ppm</u>	二
（略）	（略）	（略）
2－クロロ－1，3－ブタジ	（略）	（略）

クマリン（別名ワルファリン）		
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
2－エチルヘキサン酸	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
2，3－エポキシプロピル＝フェニルエーテル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
塩化ホスホリル	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
クロム	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
クロロ酢酸	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
2－クロロ－1，3－ブタジ	（略）	（略）

エン		
<u>クロロメタン（別名塩化メチル）</u>	<u>10ppm</u>	二
(略)	(略)	(略)
2－シアノアクリル酸メチル	(略)	(略)
<u>シアン化亜鉛（Ⅱ）</u>	<u>シアンとして</u> <u>1.5mg/m³</u>	<u>シアンとして</u> <u>4.5mg/m³※</u>
(略)	(略)	(略)
ジクロロエチレン（1，1－ジクロロエチレンに限る。）	(略)	(略)
<u>ジクロロ酢酸</u>	<u>0.15ppm</u>	二
(略)	(略)	(略)
ジチオリン酸O，O－ジメチル－S－〔（4－オキソ－1，2，3－ベンゾトリアジン－3（4H）－イル）メチル〕（別名アジンホスメチル）	(略)	(略)
<u>2－（ジーノルマループチルアミノ）エタノール</u>	<u>15mg/m³</u>	二
(略)	(略)	(略)
ジメチル－パラ－ニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）	(略)	(略)

エン		
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
2－シアノアクリル酸メチル	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
ジクロロエチレン（1，1－ジクロロエチレンに限る。）	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
ジチオリン酸O，O－ジメチル－S－〔（4－オキソ－1，2，3－ベンゾトリアジン－3（4H）－イル）メチル〕（別名アジンホスメチル）	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
ジメチル－パラ－ニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）	(略)	(略)

<u>臭化エチル</u>	<u>5 ppm</u>	二
(略)	(略)	(略)
臭素	(略)	(略)
<u>硝酸亜鉛（Ⅱ）及びその六水和物</u>	<u>亜鉛として</u> <u>2.5mg/m³</u>	二
しょう脳	(略)	(略)
<u>シラン</u>	<u>30ppm</u>	二
<u>水酸化カリウム</u>	<u>1 mg/m³</u>	<u>2 mg/m³※</u>
水酸化カルシウム	(略)	(略)
<u>水酸化ナトリウム</u>	<u>1 mg/m³</u>	<u>2 mg/m³※</u>
(略)	(略)	(略)
すず及びその化合物（ブチルトリクロロスズに限る。）	(略)	(略)
<u>ストリキニーネ</u>	<u>0.15mg/m³</u>	二
セレン	(略)	(略)
<u>ターシャリーブチルアミン</u>	<u>3 ppm</u>	二
<u>ターシャリーブチル＝ヒドロペルオキシド</u>	<u>0.5ppm</u>	二
(略)	(略)	(略)
タリウム	(略)	(略)
<u>炭化けい素（炭化けい素ウィスカーに限る。）</u>	<u>0.1 繊維/ml</u>	二
<u>タングステン</u>	<u>3 mg/m³</u>	二
(略)	(略)	(略)

(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
臭素	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
しょう脳	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
水酸化カルシウム	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
すず及びその化合物（ブチルトリクロロスズに限る。）	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
セレン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
タリウム	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

チオりん酸O，O－ジメチル －O－（2，4，5－トリク ロロフェニル）（別名ロンネ ル）	（略）	（略）
<u>チオりん酸O，O－ジメチル －O－（3－メチル－4－メ チルチオフェニル）（別名 フェンチオン）</u>	<u>0.05mg/m³</u>	二
<u>鉄水溶性塩（硫酸鉄（Ⅱ）七 水和物に限る。）</u>	<u>鉄として 1 mg/m³</u>	二
（略）	（略）	（略）
1，2，3，4－テトラヒド ロナフタレン	（略）	（略）
<u>1，1，2，2－テトラブロ モエタン</u>	<u>0.1ppm</u>	二
テトラメチルチウラムジスル フィド（別名チウラム）	（略）	（略）
<u>テルル</u>	<u>0.1mg/m³</u>	二
<u>銅及びその化合物（塩化銅 （Ⅱ）、塩化銅（Ⅱ）－水酸 化銅（Ⅱ）（1／3）、銅、 四塩化銅（Ⅱ）酸二アンモニ ウム二水和物、四塩化銅 （Ⅱ）酸二カリウム二水和 物、チオシアン酸銅（Ⅰ）及</u>	<u>銅として 0.25mg/m³</u>	二

チオりん酸O，O－ジメチル －O－（2，4，5－トリク ロロフェニル）（別名ロンネ ル）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
1，2，3，4－テトラヒド ロナフタレン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
テトラメチルチウラムジスル フィド（別名チウラム）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）

<u>び弗化銅（Ⅱ）に限る。）</u>		
<u>銅及びその化合物（塩化銅（Ⅰ）に限る。）</u>	銅として <u>0.3mg/m³</u>	二
<u>銅及びその化合物（シアン化銅（Ⅰ）及び炭酸銅（Ⅱ）－水酸化銅（Ⅱ）（1／1）に限る。）</u>	銅として <u>1 mg/m³</u>	二
<u>銅及びその化合物並びに弗素及びその水溶性無機化合物（六弗化けい酸銅（Ⅱ）に限る。）</u>	銅として <u>0.25mg/m³</u>	二
<u>銅及びその化合物並びに^{よう}沃素及びその化合物（沃化銅（Ⅰ）に限る。）</u>	沃素として <u>0.08mg/m³</u>	二
<u>銅及びその化合物（硫酸銅（Ⅱ）及び硫酸銅（Ⅱ）五水和物に限る。）</u>	銅として <u>0.01mg/m³</u>	二
（略）	（略）	（略）
1，2，4－トリクロロベンゼン	（略）	（略）
<u>1，3，5－トリクロロベンゼン</u>	<u>0.5ppm</u>	二
N－（トリクロロメチルチオ）－1，2，3，6－テトラヒドロフタルイミド（別名	（略）	（略）

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
1，2，4－トリクロロベンゼン	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）
N－（トリクロロメチルチオ）－1，2，3，6－テトラヒドロフタルイミド（別名	（略）	（略）

キャプタン)		
<u>1, 3, 5-トリス (2, 3-エポキシプロピル) - 1, 3, 5-トリアジン - 2, 4, 6 (1H, 3H, 5H) - トリオン</u>	<u>0.05mg/m³</u>	二
(略)	(略)	(略)
パラメトキシフェノール	(略)	(略)
<u>バリウム</u>	<u>1 mg/m³</u>	二
(略)	(略)	(略)
ピレトラム	(略)	(略)
<u>1 - (N-フェニルアミノ) ナフタレン</u>	<u>1 mg/m³</u>	二
フェニルオキシラン	(略)	(略)
<u>2-フェニルフェノール</u>	<u>10mg/m³</u>	二
(略)	(略)	(略)
<u>弗化スルフリル</u>	(略)	(略)
弗素及びその水溶性無機化合物 (弗化亜鉛、 <u>弗化カリウム及び六弗化けい酸亜鉛 (II)</u> に限る。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ヘプタン (ノルマル-ヘプタンに限る。)	(略)	(略)

キャプタン)		
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
パラメトキシフェノール	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
ピレトラム	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
フェニルオキシラン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
<u>フ^{ひつ}化スルフリル</u>	(略)	(略)
弗素及びその水溶性無機化合物 (弗化亜鉛 <u>及び</u> 弗化カリウムに限る。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
ヘプタン (ノルマル-ヘプタンに限る。)	(略)	(略)

<u>ベンジルアルコール</u>	<u>2 ppm</u>	二
(略)	(略)	(略)
N－メチルカルバミン酸 2， 3－ジヒドロ－2，2－ジメ チル－7－ベンゾ [b] フラ ニル (別名カルボフラン)	(略)	(略)
<u>メチルシクロヘキサン</u>	<u>100ppm</u>	二
(略)	(略)	(略)
メチルナフタレン	(略)	(略)
<u>メチル－ノルマル－ペンチル ケトン</u>	<u>100ppm</u>	二
(略)	(略)	(略)
2－メチルブタン－1－オー ル	(略)	(略)
<u>メチルプロピルケトン</u>	二	<u>150ppm</u>
(略)	(略)	(略)
<u>沃土</u>	(略)	(略)
<u>d－リモネン</u>	<u>3 ppm</u>	二
<u>硫化ジメチル</u>	<u>10ppm</u>	二
<u>硫酸亜鉛並びにその一水和物 及び七水和物</u>	<u>亜鉛として</u> <u>2.5mg/m³</u>	二
(略)	(略)	(略)
りん酸	(略)	(略)
<u>りん酸亜鉛</u>	<u>亜鉛として</u>	二

(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
N－メチルカルバミン酸 2， 3－ジヒドロ－2，2－ジメ チル－7－ベンゾ [b] フラ ニル (別名カルボフラン)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
メチルナフタレン	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
2－メチルブタン－1－オー ル	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
<u>よう 沃土</u>	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
りん酸	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

	<u>2.5mg/m³</u>	
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 ※の付されている短時間濃度基準値は、第2号ロの規定の適用の対象となるとともに、第3号ハの規定の適用の対象となる天井値。

(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 ※の付されている短時間濃度基準値は、第二号ロの規定の適用の対象となるとともに、第三号ハの規定の適用の対象となる天井値。